

## 峰上地区交通空白地有償運送の更新登録（案）について

峰上地区において実施している交通空白地有償運送について、運行の継続に必要な自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行うため、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定により、更新登録申請書を関東運輸局千葉運輸支局へ提出する。

## 【参考】

道路運送法

(登録の有効期間)

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合（次号に掲げる場合を除く。） 三年

イ 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

ロ 第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

ハ 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

二 第七十九条の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者である場合又は次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者であつて前号イからハまでのいずれにも該当する場合 五年

(有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間

の満了後も、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

#### 道路運送法施行規則

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(第四十八条第二号及び第十号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの)
- 二 路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した路線図

イ 路線

ロ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

**三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類**

**四 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類**(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)

五 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

六 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類

七 福祉自動車(第四十九条第二号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

八 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

九 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十 第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

十一 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十二 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

十三 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

十四 特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

(有効期間の更新の登録)

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 登録番号

三 自家用有償旅客運送の種別

四 第五十一条の二に規定する事項

五 運送しようとする旅客の範囲

六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十四号までに掲げる書類については、既に権限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

令和 年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人峰上交通  
 住 所 千葉県富津市宇藤原 322 番地  
 代表者の氏名 理事長 嶋野 利郎

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請（案）

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名  
 （名 称）特定非営利活動法人峰上交通  
 （住 所）千葉県富津市宇藤原 322 番地  
 （代表者の氏名）理事長 嶋野 利郎
2. 登録番号  
 関千交第5号
3. 自家用有償旅客運送の種別  
 交通空白地有償運送

## 4. 路線又は運送の区域

## (1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				

## (2) 運送の区域

区 域	備 考
富津市南部(天羽地域)及び千葉県鴨川市西部地域(大山地区)	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
NPO 法人峰上交通	千葉県富津市宇藤原 322 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
			※ ( )	2 (1)	※ ( )		※ ( )
特定非営利 活動法人峰 上交通	保有			2 (1)		2	
	持込		※ ( )	2 (1)	※ ( )	2	※ ( )
	合計			4 (2)		4	

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

富津市峰上地区住民
-----------

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別添資料のとおり

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

~~(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿~~

~~(2) 路線図~~

(3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類

(4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

~~(5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類~~

~~(6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類~~

(7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

(8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

(9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

~~(10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類~~

※添付書類のうち、見え消しの項目については前回登録時と変更がないため、省略する。

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

名 称 特定非営利活動法人峰上交通  
住 所 千葉県富津市宇藤原 322 番地  
代表者の氏名 理事長 嶋野 利郎

運送の主体（申請者名）	特定非営利活動法人峰上交通
-------------	---------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（NPO 法人峰上交通）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	明石 吉郎	千葉県富津市 [REDACTED]			
2	岩澤 敏明	千葉県富津市 [REDACTED]			
3	絹村 弘明	千葉県富津市 [REDACTED]			

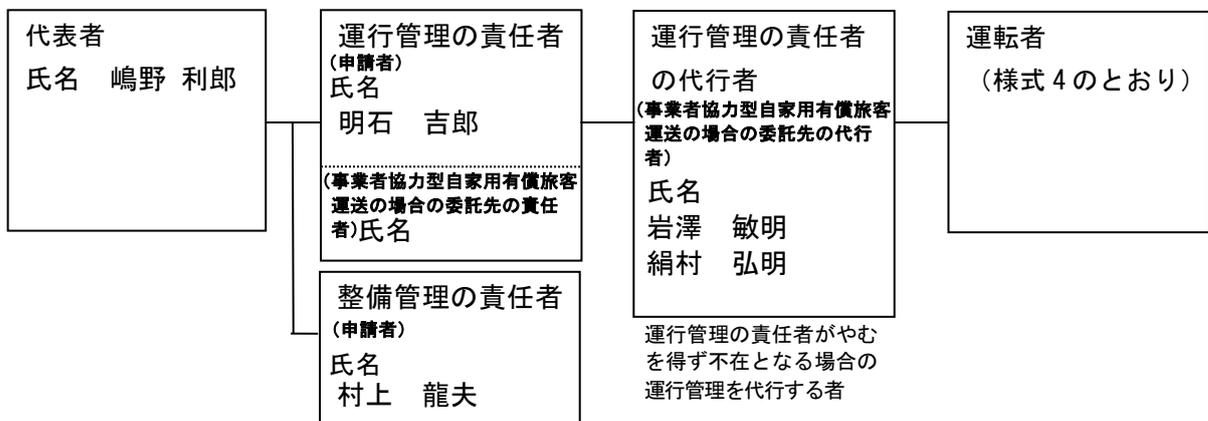
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

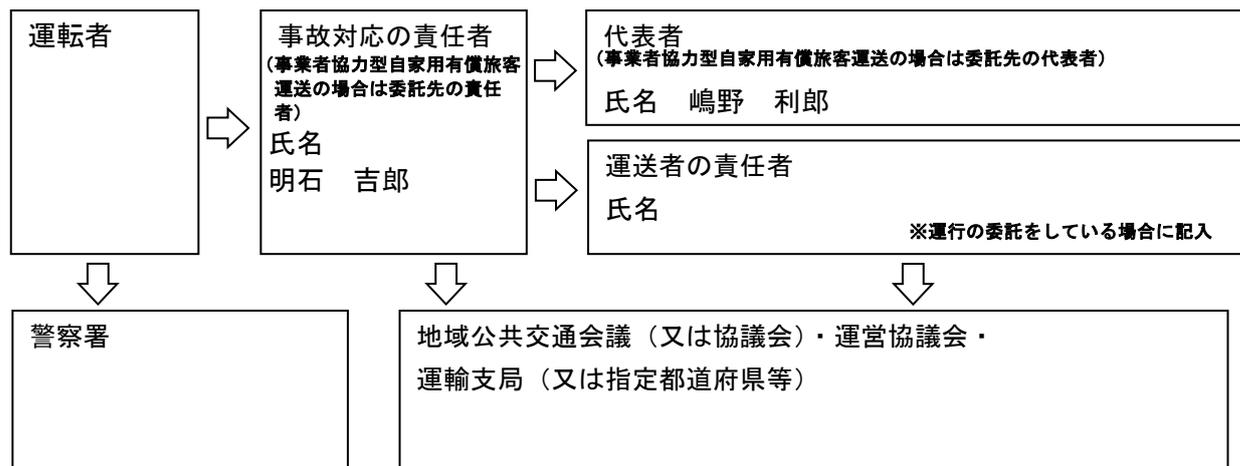
No	氏名	住所	協力
1	村上 龍夫	千葉県富津市 [REDACTED]	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

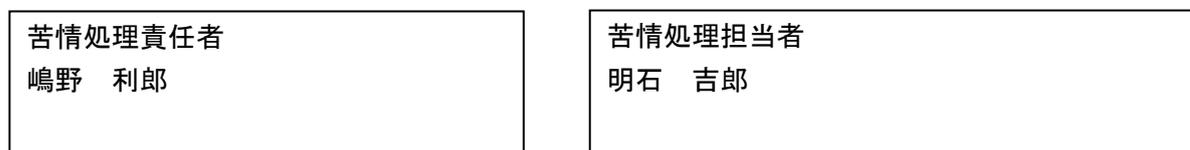
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

令和 年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

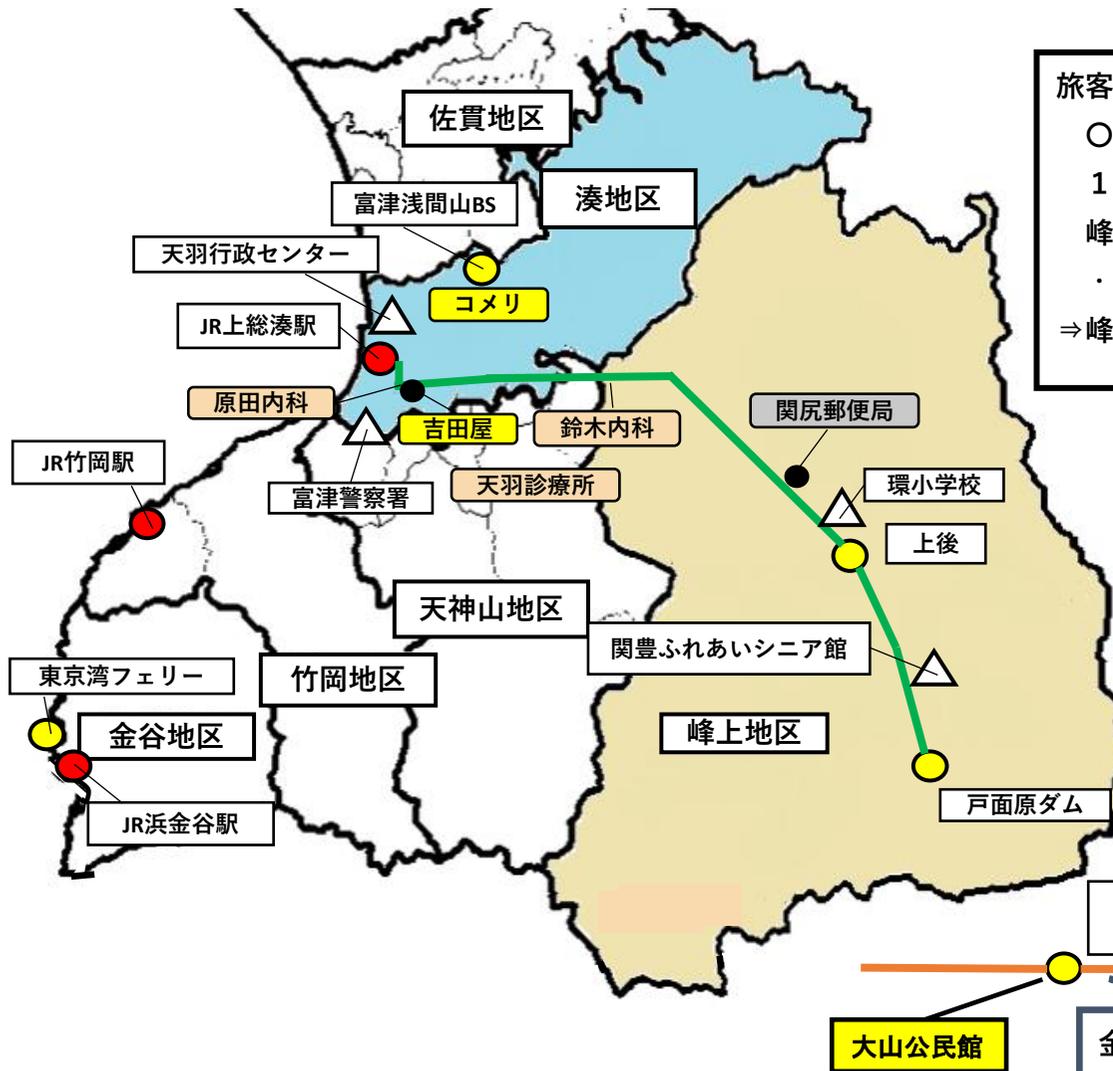
記

1. 自家用有償旅客運送の種別  
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村  
(名 称) 富津市地域公共交通会議  
(対象市町村) 富津市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日  
令和 年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名  
(名 称) 特定非営利活動法人峰上交通  
(住 所) 千葉県富津市宇藤原 322 番地  
(代表者の氏名) 理事長 嶋野 利郎
5. 調った協議の内容
  - (1) 路線又は運送の区域  
富津市南部 (天羽地区)  
千葉県鴨川市西部地域 (大山地区)
  - (2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)  
別添のとおり
  - (3) 運送しようとする旅客の範囲  
富津市峰上地区住民
6. その他特記事項

令和 年 月 日

富津市地域公共交通会議 会長 小泉 義行

# 交通空白地有償運送運行区域（NPO法人峰上交通）



旅客から収受する対価について

- 定額制
- 1回の乗車につき、一人当たり
- 峰上地区内「500円」、峰上地区外「700円」
- ・複数人が乗車する場合は、1人200円の割引適用
- ⇒峰上地区内「300円」、峰上地区外「500円」

デマンド型交通（火・金曜日 AM8:00～PM4:00）

- …駅
- …バス停
- △…主要施設
- …戸面原ダム線（全日7便）
- …長狭線（全日8便、平塚本郷－亀田病院）

至安房鴨川駅・亀田病院

大山公民館

金谷線の廃止に伴い、長狭線への接続をするため、長狭線バス停（大山公民館）を運行範囲に含めた。

運送主体	法人名	特定非営利活動法人峰上交通
	代表者名	理事長 嶋野 利郎
	事業所所在地	富津市宇藤原 322 番地
法人の活動内容（目的）	この法人は、公共交通事業者によっては十分にサービスが提供されていない交通空白地を抱える主に富津市峰上地区に居住する住民等に対して、通院や買い物など日常生活に必要な運送サービスを提供することを通じ、住民福祉の向上、地域経済の活性化に寄与し、もって地域社会の持続的発展に資することを目的とする。	
更新登録申請の経緯	交通空白地有償運送の初回登録 令和4年11月21日 自家用有償旅客運送者の登録有効期間 令和6年11月20日	
項目	交通空白地有償運送	
運送を必要とする理由	既存の公共交通では移動手段の確保が困難な交通空白地であり、移動困難者の生活交通手段の確保に必要。	
運送対象者の態様	富津市峰上地区住民	
登録者数	109 世帯（238 人）※R6年3月末時点	
運送の区域	富津市南部（天羽地区）及び千葉県鴨川市西部地域（大山地区）	
使用車両	4台	
運転者数	8名	
免許種別、資格・講習	大型2種免許1名、中型2種免許1名、中型1種免許（国認定講習受講）6名	
過去3年間の免許停止	全員過去3年間において免許停止を受けていない	
損害賠償限度額	全ての車両において対人・対物無制限	
運送の対価	乗車1回につき700円又は500円 乗合の場合は、1人につき200円の割引	
管理運営体制	運行管理責任者及び代務者の選任	選任している（責任者：明石 吉郎） （※代務者：岩澤 敏明、絹村 弘明）
	整備管理責任者の選任	選任している（責任者：村上 龍夫）
	事故対応責任者の選任	選任している（責任者：明石 吉郎）
	苦情処理責任者の選任	選任している（責任者：嶋野 利郎）
遵 法令	1年以上の懲役又は禁錮の刑	全員が懲役又は禁錮の刑を受けていない
	登録の取消し	なし

輸送実績（直近2年度）

項目	交通空白地有償運送	
	令和5年度	令和4年度 (R5.12.13~)
運行日数	96日	29日
運行回(便)数	457便	117便
利用者数	745人	166人